

■高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 【省略】 （定義）</p> <p>第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 土佐材 高知県内で生育した樹木を、森林関係法令上合法的に伐採し、その丸太を原料として高知県内の製材所等で加工された製材品等</p> <p>(2) 土佐材住宅等 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して新築（増改築を含む。）される住宅（法律で加入義務がある場合は、かし担保責任保険加入住宅とする。）<b>又は施設</b></p> <p>(3) 土佐材モデル住宅 県外において、土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して建築し、消費者に対して1年以上の展示を行う木造住宅（展示用建築物として使用するものを含む。）であって、建物内部からの土佐材の構造材（梁、桁、柱等をいう。）3材面以上が見える箇所を設けたもの</p> <p>(4) 土佐材非住宅建築物<b>等</b> 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用し、別表第2に規定する木質建材を一つ以上使用する建築物（<b>集合住宅も含む。</b>）</p> <p>(5) 土佐材モデル的商業施設等 県外の複数の都道府県で施設を整備・運営する事業者が、県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用してモデル的に建築する不特定多数の者が利用する商業用店舗<b>又は保育・福祉用等の公共性の高い施設であって、知事が認めるもの</b></p> <p>(6) 土佐材パートナー企業 県外において、第2号から第5号までに規定する建物の建築及び土佐材を使用した内装等のリフォーム（以下「土佐材使用建築」という。）を促進するため、自ら積極的に土佐材の普及活動を推進する工務店、建築会社、設計事務所、住宅関連企業等で組織する団体等（ただし、前号に規定する施設にあっては、施主）</p> <p>(7) リフォーム 既存住宅等の修繕又は模様替えを行う工事であって、建築基準法上に定められている建築には該当しない行為</p> <p>(8) モデルルーム等 マンションのモデルルーム又はモデルハウスであって、補助対象木製品の導入時から展示期間が半年以上あるもの</p> <p>第3～10条 【省略】 （補助金の交付の申請）</p> <p>第11条 前条第1項の規定による申込みを行い、同条第3項の規定により補助事業として適当であることの通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、土佐材使用建築が完了した場合、高知県産品贈呈事業が終了した場合<b>又は木に親しむ空間づくり事業が完了した場合において、補助金の交付の申請を行うことができる。</b></p> <p>2 前項の規定による土佐材使用建築が完了した場合の申請は別記第11号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて行うものとし、その時期は原則として<b>4月、6月、9月、12月とし、1月から3月（3月10日まで）</b>にあっては随時とする。ただし、年間の申請件数が5件未満となるものについては、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による高知県産品贈呈事業が終了した場合の申請は、別記第12号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及</p>	<p style="text-align: center;">高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 【省略】 （定義）</p> <p>第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 土佐材 高知県内で生育した樹木を、森林関係法令上合法的に伐採し、その丸太を原料として高知県内の製材所等で加工された製材品等</p> <p>(2) 土佐材住宅等 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して新築（増改築を含む。）される住宅（法律で加入義務がある場合は、かし担保責任保険加入住宅とする。）<b>施設</b></p> <p>(3) 土佐材モデル住宅 県外において、土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して建築し、消費者に対して1年以上の展示を行う木造住宅（展示用建築物として使用するものを含む。）であって、建物内部からの土佐材の構造材（梁、桁、柱等をいう。）3材面以上が見える箇所を設けたもの</p> <p>(4) 土佐材非住宅建築物 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用し、別表第2に規定する木質建材を一つ以上使用する建築物</p> <p>(5) 土佐材モデル的商業施設等 県外の複数の都道府県で施設を整備・運営する事業者が、県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用してモデル的に建築する不特定多数の者が利用する商業用店舗<b>又は保育・福祉用等の公共性の高い施設であって、知事が認めるもの</b></p> <p>(6) 土佐材パートナー企業 県外において、第2号から第5号までに規定する建物の建築及び土佐材を使用した内装等のリフォーム（以下「土佐材使用建築」という。）を促進するため、自ら積極的に土佐材の普及活動を推進する工務店、建築会社、設計事務所、住宅関連企業等で組織する団体等（ただし、前号に規定する施設にあっては施主）</p> <p>(7) リフォーム 既存住宅等の修繕又は模様替えを行う工事であって、建築基準法上に定められている建築には該当しない行為</p> <p>(8) モデルルーム等 マンションのモデルルーム又はモデルハウスであって、補助対象木製品の導入時から展示期間が半年以上あるもの</p> <p>第3～10条 【省略】 （補助金の交付の申請）</p> <p>第11条 前条第1項の規定による申込みを行い、同条第3項の規定により補助事業として適当であることの通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、土佐材使用建築が完了した場合、高知県産品贈呈事業が終了した場合<b>又は木に親しむ空間づくり事業が完了した場合において、補助金の交付の申請を行うことができる。</b></p> <p>2 前項の規定による土佐材使用建築が完了した場合の申請は別記第11号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて行うものとし、その時期は原則として6月、9月、12月とし、1月から3月にあっては随時とする。ただし、年間の申請件数が5件未満となるものについては、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による高知県産品贈呈事業が終了した場合の申請は、別記第13号様式による補助金交付申請書に別</p>

び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、補助事業実施年度の3月10日までに提出すること。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第14号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

4 第1項の規定による木に親しむ空間づくり事業が完了した場合の申請は、別記第13号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、補助事業実施年度の3月10日までに提出すること。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第14号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

5 土佐材使用建築にあつては前2項の規定によるもののほか、毎年度2月末日までの引渡しに係る申請は、当該年度の3月10日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。なお、その他の事業にあつても当該年度の3月10日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。土佐材使用建築を3月に引き渡す場合又は高知県産品贈呈事業若しくは木に親しむ空間づくり事業を3月に実施する場合には、事業実施の翌年度に当事業が予算措置された場合に限り、翌年度に申請できるものとする。

#### 第12～18条 【省略】

##### 附則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第13条第1号、第2号及び第5号から第7号まで、第14条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成22年4月6日から施行し、同月1日から適用する。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱の規定により前年度中に提出され知事が受理した申込みについては、改正後の土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定による申込書の提出及び同条第3項の定めによる申込書の受理がなされたものとみなす。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成27年4月7日から施行する。

表第3に掲げる関係書類を添えて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、補助事業実施年度の3月24日までに提出すること。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第14号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

4 第1項の規定による木に親しむ空間づくり事業が完了した場合の申請は、別記第13号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、補助事業実施年度の3月24日までに提出すること。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第14号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

5 土佐材使用建築にあつては前2項の規定によるもののほか、毎年度3月31日までの引渡しに係る申請は、当該年度の3月24日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。なお、その他の事業にあつても当該年度の3月24日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。

#### 第12～18条 【省略】

##### 附則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第13条第1号、第2号及び第5号から第7号まで、第14条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成22年4月6日から施行し、同月1日から適用する。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱の規定により前年度中に提出され知事が受理した申込みについては、改正後の土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定による申込書の提出及び同条第3項の定めによる申込書の受理がなされたものとみなす。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

##### 附則

附則

1 この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

別表第1【省略】

別表第2

1 この要綱は、平成27年4月7日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1【省略】

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率
①土佐材住宅等建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量5 m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：5,000円/m3 (上限：100万円/企業) 上限は①と⑤の合計
②土佐材モデル住宅建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：15,000円/m3 (上限：100万円/企業)
③土佐材非住宅建築物等事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費(ただし、以下の(ア)から(ウ)までのいずれか一つ以上に該当すること) (ア)土佐材に付加価値を付けた製品(CLT、集成材等) (イ)高知県林業活性化推進協議会など県内の事業所等が開発する木質建材 (ウ)JAS製材品	定額：1万円/m3 (上限：100万円/企業)
④土佐材モデル的商業施設等建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材を10m3以上使用した場合の木工事又は内装材に100m2以上使用した場合の木工事に要する経費	2分の1以内 (上限：100万円/企業) 利用制限：1社1回のみ
⑤土佐材リフォーム事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量30m2以上の内装等のリフォームに係る土佐材の使用に要する経費	定額：1,000円/m2 (上限：100万円/企業) 上限は①と⑤の合計
⑥高知県産品贈呈事業	土佐材パートナー企業	別表第1の2に定めるイベント活動において、顧客に配布し、高知県をPRするために一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する高知県産品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品	定額：3,000円以内/世帯 (上限：10万円/企業)
⑦木に親しむ空間づくり事業	土佐材パートナー企業又は協働の森パートナーズ協定若しくは包括協定を高知県と締結している企業	高知県産材を使った家具、木工品、木製遊具等の木製品を①～⑤の事業と同時に導入する場合、又は公共的施設、オフィスビル(協働の森パートナーズ協定又は包括協定を高知県と締結している企業に限る)、モデルルーム等に導入する場合の木製品の購入経費	対象経費の3割以内 (上限：100万円/企業) 補助金額下限15,000円/回

別表第3

別表第2			
事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率
①土佐材住宅等建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量5 m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：5,000円/m3 (上限：100万円/企業) 上限は①と⑤の合計
②土佐材モデル住宅建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：15,000円/m3 (上限：100万円/企業)
③土佐材非住宅建築物事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費(ただし、以下の(ア)から(ウ)までのいずれか一つ以上に該当すること) (ア)土佐材に付加価値を付けた製品(CLT、集成材等) (イ)高知県林業活性化推進協議会など県内の事業所等が開発する木質建材 (ウ)JAS製材品	定額：1万円/m3 (上限：100万円/企業)
④土佐材モデル的商業施設等建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材を10m3以上使用した場合の木工事又は内装材に100m2以上使用した場合の木工事に要する経費	2分の1以内 (上限：100万円/企業) 利用制限：1社1回のみ
⑤土佐材リフォーム事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量30m2以上の内装等のリフォームに係る土佐材の使用に要する経費	定額：1,000円/m2 (上限：100万円/企業) 上限は①と⑤の合計
⑥高知県産品贈呈事業	土佐材パートナー企業	別表第1の2に定めるイベント活動において、顧客に配布し、高知県をPRするために一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する高知県産品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品	定額：3,000円以内/世帯 (上限：10万円/企業)
⑦木に親しむ空間づくり事業	土佐材パートナー企業又は協働の森パートナーズ協定若しくは包括協定を高知県と締結している企業	高知県産材を使った家具、木工品、木製遊具等の木製品を①～⑤の事業と同時に導入する場合、又は公共的施設、オフィスビル(協働の森パートナーズ協定又は包括協定を高知県と締結している企業に限る)、モデルルーム等に導入する場合の木製品の購入経費	対象経費の3割以内 (上限：100万円/企業) 補助金額下限15,000円/回

申請書に添付すべき関係書類

1. 土佐材使用建築

(1) 土佐材の使用材積が確認できるもの

原則として、納材業者（プレカット工場、製品市場等）が、高知県内の製材所で加工されたことを証明する土佐材使用明細書とする。ただし、高知県内の製材工場から、直接納材された場合は製材工場の納品書の写しで、これに代えることができるものとする。

(2) かし担保保険証券の写し等（新築住宅のみ）

かし担保責任保険に係る保険証券の写し又は当該保険に係る保険付保証明書の写し。ただし、2月中の引渡し物件であって保険証券等の発行が3月10日を超える場合にあっては、当該保険の申込みを行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該保険証券等の写しを送付するものとする。

(3) 検査済証の写し（土佐材非住宅建築物等、土佐材モデル的商業施設のみ）

2月中の完成の物件であって、検査済証の発行が3月10日を超える場合にあっては、完了検査申請を行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該検査済証の写しを送付するものとする。ただし、建築確認を要しない場合にあっては、登記事項証明書の写しに代えることができる。

(4) リフォームの場合は引渡証等工事の完了が確認できるもの及び施工面積が分かる設計図書等の写し

(5) 写真

施工中の外観、完成後の外観及び内観写真をそれぞれ1枚以上

（土佐材非住宅建築物等）にあっては、上記に加え別表第2に規定する木質建材の施工中及び完成後の写真をそれぞれ1枚以上。リフォームにあっては、施工前、施工中、施工後の写真をそれぞれ1枚以上。）

(6) 広報に使用した印刷物等（土佐材モデル住宅のみ）

(7) 木工事費の詳細が分かるもの（土佐材モデル的商業施設等のみ）

2. 高知県産品贈呈事業

(1) イベント活動に使用した印刷物等

イベントの告知に係るチラシ等

(2) 領収書等の支払い書類

一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する商品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品とし、購入した商品の名称・数・金額が分かるもの

(3) 写真

実施写真3枚以上

(4) イベント参加者名簿

3. 木に親しむ空間づくり事業

(1) 木製品購入の領収書

(2) 導入した木製品と導入先の状況写真

(3) 対象木製品が県産材を使用していることが確認できる書類

様式第1～14号【別紙】

別表第3

申請書に添付すべき関係書類

1. 土佐材使用建築

(1) 土佐材の使用材積が確認できるもの

原則として、納材業者（プレカット工場、製品市場等）が、高知県内の製材所で加工されたことを証明する土佐材使用明細書とする。ただし、高知県内の製材工場から、直接納材された場合は製材工場の納品書の写しで、これに代えることができるものとする。

(2) かし担保保険証券の写し等（新築住宅のみ）

かし担保責任保険に係る保険証券の写し又は当該保険に係る保険付保証明書の写し。ただし、3月中の引渡し物件であって保険証券等の発行が年度を超える場合にあっては、当該保険の申込みを行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該保険証券等の写しを送付するものとする。

(3) 検査済証の写し（土佐材非住宅建築物、土佐材モデル的商業施設のみ）

3月中の完成の物件であって、検査済証の発行が年度を超える場合にあっては、完了検査申請を行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該検査済証の写しを送付するものとする。ただし、建築確認を要しない場合にあっては、登記事項証明書の写しに代えることができる。

(4) リフォームの場合は引渡証等工事の完了が確認できるもの及び施工面積が分かる設計図書等の写し

(5) 写真

施工中の外観、完成後の外観及び内観写真をそれぞれ1枚以上

（土佐材非住宅建築物にあっては、上記に加え別表第2に規定する木質建材の施工中及び完成後の写真をそれぞれ1枚以上。リフォームにあっては、施工前、施工中、施工後の写真をそれぞれ1枚以上。）

(6) 広報に使用した印刷物等（土佐材モデル住宅のみ）

(7) 木工事費の詳細が分かるもの（土佐材モデル的商業施設等のみ）

2. 高知県産品贈呈事業

(1) イベント活動に使用した印刷物等

イベントの告知に係るチラシ等

(2) 領収書等の支払い書類

一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する商品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品とし、購入した商品の名称・数・金額が分かるもの

(3) 写真

実施写真3枚以上

(4) イベント参加者名簿

3. 木に親しむ空間づくり事業

(1) 木製品購入の領収書

(2) 導入した木製品と導入先の状況写真

(3) 対象木製品が県産材を使用していることが確認できる書類

様式第1～14号【省略】

